

【令和4年度 政策・調整会議】

件名：市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）の策定について

日時：令和4年5月24日（水）13：30～13：35

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の推進を図っていくため。

●付議概要

1 現状と課題

- ・超高齢社会の到来や人口減少等、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していく必要がある。

2 基本方針

多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかり配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行う。

（1）市民館

- ・区生涯学習支援課の役割や位置づけを整理し、マネジメント・モニタリングができる体制を構築した上で、市民館全館に指定管理者制度を導入する。

（2）図書館

- ・図書館業務のノウハウを市がしっかりと保持し、指定管理者導入館のマネジメント・モニタリングができる体制を構築した上で、全12館中、川崎図書館、中原図書館、高津図書館、多摩図書館を除く8館に指定管理者制度を導入する。なお、今後の社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態については検討を行う。

●結論

案のとおり了承